

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年9月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市前田土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業)	穂村地区	平成17年2月18日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	砂後地区	平成17年3月18日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	額池地区	平成17年2月4日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	引妻池地区	平成17年5月18日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	辻尾池地区	平成18年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	新池地区	平成18年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中池地区	平成19年3月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	額池地区	平成19年2月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	辻尾池地区	平成19年3月5日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	新池地区	平成19年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中川地区	平成19年3月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西ラ谷地区	平成19年3月9日